

## 介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業

### ■ 事業の目的

介護保険制度において設定されている地域区分については、平成21年度介護報酬改定において、地域区分毎の報酬単価の上乗せ割合が見直されたところですが、地域の区分方法についての見直しは行われていない。平成21年度介護報酬改定に関する審議報告においては、地域区分について、「今後地域区分の在り方について検討を行うこと」とされている。

そこで、本事業は、介護保険制度において設定されている地域区分の妥当性について、当該地域における給与水準等から検討し、将来的な地域区分の見直しのための基礎資料とすることを目的として実施した。

### ■ 事業の概要

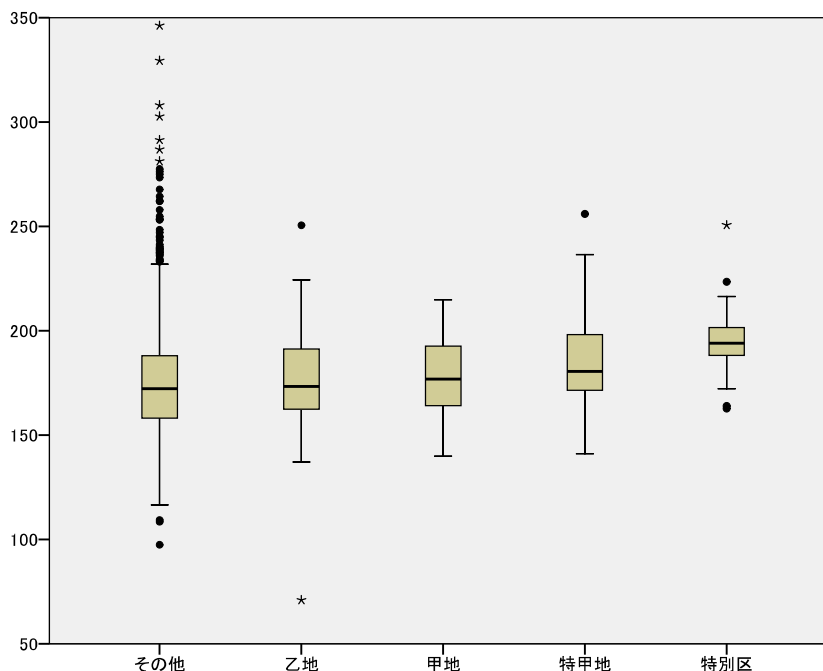
各地域における給与水準等を比較するため、介護従事者処遇状況等調査、賃金構造基本統計調査、地方公務員給与実態調査等の公的統計の結果を利用して、現在の地域区分と平均給与水準との関係について分析した。

#### 1) 給与における地域差の現状について

介護職員の平均月給を都道府県別に比較すると、東京都を100とした場合に沖縄県は75であった。また、介護保険サービスと同様の対個人サービス業（洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（家事サービス業等））および地方公務員の平均給与についても、同様に東京都に対して60～80程度の水準となっている都道府県があり、これらの状況を勘案すれば、給与には一定程度の地域差が存在することがわかった。

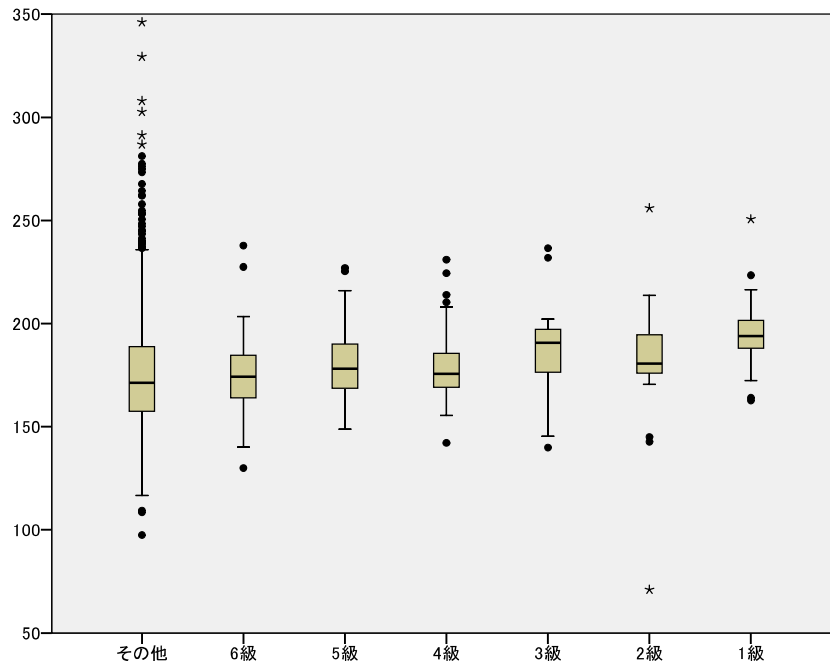
## 2) 地域区別の給与の現状について

保険者別の介護職員の平均給与について、保険者が属する地域区別の分布を確認すると、その他地域と比較して他の地域区分の中央値が高くなっており、級地が高くなるにしたがって、概ね、給与も高くなる傾向がうかがえた。



一方で、各地域区分に属する保険者の平均給与の分布を確認すると、各地域区分内で広く分布しており、その他地域に属する保険者であっても甲地、乙地等に属する保険者よりも給与が高い場合があった。ヒアリング調査（2社）では、事業者における給与及び地域手当の設定は必ずしも介護保険の地域区分が反映されているわけではないとの結果が得られており、この点も上記の分布の広さの要因のひとつと考えられる。

また、介護保険で設定されている地域区分とは別に国が設定している国家公務員の地域手当の地域区別に同様の観点から平均給与を確認した。傾向としては介護保険の地域区別の平均給与と同様の傾向であったが、地域区別の分布の広さを箱長（第3四分位数－第1四分位数）で評価すると、国家公務員給与の地域区別に評価した場合の方が箱長は短い区分が多く、より実態に合った地域区分である可能性が示唆された。



◆本件に関するお問い合わせ先◆

〒100-8141

東京都千代田区永田町2-10-3

株式会社三菱総合研究所 人間・生活研究本部

TEL 03-6705-6024 FAX 03-5157-2143